２　（略）

一・二　（略）

三　法人であつて、登録特定小型漁船講習の実施に関する事務（以下「登録特定小型漁船講習事務」という。）を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

３　第七十条の二の登録は、登録特定小型漁船講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　（略）

二　登録特定小型漁船講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録特定小型漁船講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四　登録特定小型漁船講習事務の開始日

（準用）

**第七十条の五**　第四条の五第二項及び第三項並びに第四条の七から第四条の二十二までの規定は特定小型漁船講習、第七十条の二の登録、登録特定小型漁船講習、登録特定小型漁船講習事務、登録特定小型漁船講習事務規程及び登録特定小型漁船講習実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 第四条の五第三項第三号及び第四号 | 別表第二の四 | 別表第八の二 |
| （略） | （略） | （略） |
| 第四条の九第一号及び第四号並びに第四条の十一第六号 | 登録電子海図情報表示装置 | 登録特定小型漁船講習実施機関 |
| 講習管理者 | | |
| （略） | （略） | （略） |

（小型船舶操縦士免許原簿の登録事項）

**第七十一条**　（略）

一　資格の別（技能限定、履歴限定及び設備等限定をしたときはその旨を、特定小型漁船能力限定をしなかつたときはその旨を、それぞれ付記する。）

二～八　（略）

（準用）

**第八十四条の四**　（略）

| | | |
|---|---|---|
| 第四条の五第三項第三号及び第四号 | 別表第二の四 | 別表第十 |
| （略） | （略） | （略） |

（海技試験手数料等）

**第百四十三条**　（略）

２～４　（略）

２　（略）

一・二　（略）

三　法人であつて、登録特定漁船講習の実施に関する事務（以下「登録特定漁船講習事務」という。）を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

３　第七十条の二の登録は、登録特定漁船講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　（略）

二　登録特定漁船講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録特定漁船講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四　登録特定漁船講習事務の開始日

（準用）

**第七十条の五**　第四条の五第二項及び第三項並びに第四条の七から第四条の二十二までの規定は特定漁船講習、第七十条の二の登録、登録特定漁船講習、登録特定漁船講習事務、登録特定漁船講習事務規程及び登録特定漁船講習実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 第四条の五第三項第三号及び第四号 | 別表第二の三 | 別表第八の二 |
| （略） | （略） | （略） |
| 第四条の九第一号及び第四号並びに第四条の十一第六号 | 登録電子海図情報表示装置 | 登録特定漁船講習管理者 |
| 講習管理者 | | |
| （略） | （略） | （略） |

（小型船舶操縦士免許原簿の登録事項）

**第七十一条**　（略）

一　資格の別（技能限定、履歴限定及び設備等限定をしたときはその旨を、特定漁船能力限定をしなかつたときはその旨を、それぞれ付記する。）

二～八　（略）

（準用）

**第八十四条の四**　（略）

| | | |
|---|---|---|
| 第四条の五第三項第三号及び第四号 | 別表第二の三 | 別表第十 |
| （略） | （略） | （略） |

（海技試験手数料等）

**第百四十三条**　（略）

２～４　（略）